

超高速全身脱毛サロンP I K A R I（運営会社：株式会社O F F I C E K）と  
エステティック契約を締結された皆さまへ

各位

2019年4月10日  
一般社団法人日本エステティック経営者会  
理事長 出口雅康

皆様方におかれましてはますますご清祥のことと存じます。

大変残念ながら超高速全身脱毛サロンP I K A R Iを運営していた株式会社O F F I C E K（以下「P I K A R I」といいます。）について破産手続開始決定がなされた旨の報告を受けました。

破産申立てに先立ち、P I K A R Iから当会对し、同社とエステティック契約を締結した顧客の皆様が継続してサービスを受けるための救済措置を検討して欲しいとの要請がなされました。当会としても、消費者の保護を最優先に協議を重ねた結果、当会の会員である株式会社L O L、株式会社J． B L O O M、および株式会社ミラックス（前2社と併せて「新運営会社」といいます。）にて、一定の条件のもとでお客様を受け入れることが決定致しましたのでここにご報告いたします。

なお、本来新運営会社には、P I K A R Iの顧客の皆様に対してエステサービスを提供する義務はございませんが、少しでも会員様の被害を軽減する為に、今般の救済措置をご提示いただいた形となります。

エステサービスを継続して受けていただくためには、お客様にも一定の条件やご負担が生じますので、以下の救済措置についてご確認の上、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

【お客様 残りのお手入れへの対応について】

## 1 救済措置の対象者について

<対象となる方>

P I K A R I とエステティック契約を締結し、未だ同契約に基づくエステサービスを受け終わっていない方

<対象とならない方>

- ・ P I K A R I の月額プランを申し込んでいた方
- ・ 既にエステティック契約を解約済みの方

※ ただし、解約済みであっても返金を受けていない場合は、救済措置を受けることは可能です。救済措置を受けるための条件も、P I K A R I とエステティック契約を継続している顧客の皆様と同じ条件となります。救済措置を受けることをご希望の方は、ご自身が従前エステサービスを受けられていた旧 P I K A R I 店舗を承継した新しい運営会社の下記「お問合せ先」にご連絡ください。

なお、日本プラムとの間でショッピングクレジット等の信販契約を利用されている顧客の皆様は、信販契約での取扱いについては、日本プラムに直接お問合せいただければ幸いです（日本プラムのカスタマーセンターの電話番号は、0570-099-999です）。

救済措置を受けられる店舗	救済措置を提供する新しい運営会社とお問合せ先
旧「PIKARI」新宿店	株式会社 LOL お問合せ先：0120-980-233
旧「PIKARI」町田店	株式会社ミラックス お問合せ先：042-850-9033
旧「PIKARI」池袋店 (閉店) 旧「PIKARI」大宮店 (4月中に閉店予定)	株式会社 J. BLOOM お問合せ先：03-6903-1255

## 2 救済措置の内容・お申し込み方法について

新運営会社による「救済措置」として、1回あたり、P I K A R I との契約で定めたエステ料金単価（税抜）の30パーセント相当額（「お客様ご負担額」）を新運営会社にお支払いされるか又は新運営会社から同相当額の商品をご購入されることにより、新運営会社が運営する旧 P I K A R I の各店舗においてエステサービスを受けることが可能です。

上記の新運営会社による救済措置の詳しい内容及びお申し込みについては、皆様が従前エ

エステサービスを受けていた旧 P I K A R I 店舗の承継先となる新運営会社の上記「お問い合わせ先」までお電話ください（多くのお客様からのお問い合わせが集中することが予想されますので、お電話がつながりにくくなる場合がございますので、その点ご容赦ください）。

< 手続 >

「救済措置」を受けられる場合には、上記のお客様ご負担額のお支払いのほか、以下の条件に同意して頂く必要があります。

- ① 承継したエステティック契約を中途解約する場合は、お客様がエステサービスの対価として新運営会社にお支払いした又は新運営会社からの商品購入額であるお客様ご負担額をエステティック契約の代金額とみなして、お客様に対する解約返戻金を計算すること。ただし、商品購入の場合は、エステティック契約の中途解約に伴う返金が行われないこと。
- ② 新運営会社が、P I K A R I からお客様のエステティック契約を承継し、P I K A R I に提供したお客様の個人情報承継することに同意すること。
- ③ P I K A R I に対する一切の請求権を放棄すること。

< 支払方法 >

お支払については、これまで通りのご予約後、ご来店時に上記金額を現金又はクレジットカードで、都度お支払頂く形となります。

**【解約・ご返金に関する対応について】**

P I K A R I の破産手続開始決定に伴い、同社の権限が破産管財人に移行しているため、同社名義のご契約の解約や今後の破産手続き等に関するお問い合わせについて、当会及び新運営会社では一切お受けすることができません。P I K A R I の旧店舗は既に運営元が変更しており、お客様が店舗に行かれますと、店舗運営者に多大なご迷惑をお掛けすることとなる為、お控えくださいますようお願い致します。詳細につきましては、破産者 株式会社 OFFICE K ( P I K A R I ) のホームページ等をご確認ください。

< お問い合わせ先 >

破産者株式会社 OFFICE K ( P I K A R I )

<http://pikari-epi.jp/>

破産管財人室

Mail: [Info@mmn-law.gr.jp](mailto:Info@mmn-law.gr.jp)

FAX: 03-3288-2081